第38号議案

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月4日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、児童遊園の占用料の額を改定するため提出します。

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例の一部を改正する条例

東京都台東区立児童遊園及び運動公園条例(昭和30年11月 台東区条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

児童遊園内土地の占用料

種別			単位	占用料
電柱	本柱、支柱又は支線		1本 1月	1,522円
电性			1本 1月	902円
			1メートル 1月	135円
小坦官 下水道管	外径40センチメー トル未満のもの			1337
下小垣目 ガス管	外径40センチメー		1メートル 1月	3 3 8 円
カス目	外径40ピクテスー トル以上1メートル			3 3 0 🖂
	│トル以上「メートル │未満のもの			
	木両のもの 外径 1 メートル以上		1 1 1 1 1	C 7 C III
			1メートル 1月	676円
原始	のもの		4 4 4 1 1 4 1	4 4 2 M
電線	電線	h 47 4 0 4 5 4	1メートル 1月 1メートル 1月	112円
	-	外径40セン	1メートル 1月	1 3 5 円
	電線	チメートル未		
		満のもの	1メートル 1月	2 2 0 П
		外径40セン	Ӽートル 月	3 3 8 円
		チメートル以		
		上1メートル 未満のもの		
			1 7 - 1 1 - 1 - 1	676П
			1 メートル 1月	676円
亦丘牧,言	7 > 1 ===	ル以上のもの	1 箇所 1 月	1 1 2 0 ⊞
変圧塔・マンホールの類 郵便差出箱				1,128円
公衆電話所			1 箇所 1 月	451円
仏衆電師別 地下の占 地上露出部分			1 箇所 1月	1,128円
			1 平方メートル 1月	601円
用物件 地下部分			1平方メートル 1月	3 3 8 円
天体、気象又は土地の観測施設			1平方メートル 1月	686円
写真撮影	常時占用		撮影機1台 1月	8,880円
臨時的な占用		ひら用	1 時間	1,572円
ロケーション			1 時間	13,875円
競技会・集会			1 平方メートル 1 日	3 7 円
その他の占用			1 平方メートル 1 日	3 7 円

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の東京都台 東区立児童遊園及び運動公園条例の規定に基づき徴収するもの とされた占用料については、なお従前の例による。